

南海トラフ地震に係る防災対策

- 1 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、次により津波からの円滑な避難の確保を行う。
 - (1) 南海トラフ地震に伴う津波警報が発表された際の避難場所は(自身の事業所で決めた場所を記載)とし、緊急性があると判断した場合は(建物(自社ビルが3階以下の場合は、付近で3階以上の高さがある避難場所を記載))の3階以上の階への避難を優先する。
 - (2) 避難場所までの避難経路をあらかじめ複数とおり想定しておく。
- 2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、自衛消防組織は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。
- 3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合、自衛消防組織は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震(ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く)が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。
- 4 南海トラフ地震臨時情報(調査終了)が発表された場合、自衛消防組織は、管理権原者の指示に基づき、防災に関する業務を終了する。
- 5 次の防災訓練を年1回以上実施することとし、必要に応じて自衛消防訓練と併せて実施する。また、消防機関、又は防災関係機関が行う訓練には積極的に参加する。
 - (1) 情報収集・伝達に関する訓練
 - (2) 津波からの避難に関する訓練
 - (3) その他前項目を統合した総合防災訓練
- 6 防火管理者等が従業員等に対して行う教育は次により、別に定める防災教育と併せて実施する。
 - (1) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)及び南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の内容及びこれに基づき取られる措置の内容
 - (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - (3) 地震及び津波に関する一般的な知識
 - (4) 南海トラフ地震が発生した場合並びに南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)及び南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が出された場合に具体的に取るべき行動及び従業員等が果たすべき役割
 - (5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
 - (6) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

7 防火管理者等が顧客等に対して事前に行う必要な広報を次により実施する。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)及び南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の内容及びこれに基づき取られる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震が発生した場合並びに南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)及び南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が出された場合の出火防止、顧客同士が協力して行う救助活動・避難行動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (3) 正確な情報入手の方法
- (4) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (5) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊箇所等に関する知識
- (6) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

-浸水被害が想定される区域

| | | |
|-------------|------|--|
| 大 阪 市 | 北区 | 梅田1から3丁目、大深町、大淀北1から2丁目、大淀中1から5丁目、大淀南1から3丁目、角田町、小松原町、芝田1から2丁目、曾根崎2丁目、曾根崎新地1から2丁目、太融寺町、茶屋町、鶴野町、堂島1から3丁目、堂島浜2丁目、堂山町、兎我野町、豊崎1から7丁目、中崎西1から4丁目、中津1から7丁目、本庄西3丁目 |
| | 都島区 | 内代町1丁目、毛馬町1から2丁目、高倉町1から3丁目、友洲町2から3丁目、中野町3丁目、東野田町3から5丁目、都島北通1から2丁目、都島中通1から3丁目、都島本通3から5丁目、都島南通1から2丁目、御幸町1から2丁目 |
| | 福島区 | 全域 |
| | 此花区 | 北港緑地1から2丁目を除く地域 |
| | 中央区 | 淡路町4丁目、瓦町4丁目、北久宝寺町4丁目、北浜4丁目、久太郎町4丁目、高麗橋4丁目、船場中央4丁目、宗右衛門町、道修町4丁目、平野町4丁目、備後町4丁目、伏見町4丁目、本町4丁目、南本町4丁目 |
| | 西区 | 全域 |
| | 港区 | 全域 |
| | 大正区 | 全域 |
| | 浪速区 | 芦原1から2丁目、稲荷1から2丁目、木津川1から2丁目、久保吉1から2丁目、幸町1から3丁目、桜川1から4丁目、塩草1から3丁目、敷津西1から2丁目、大国1から3丁目、立葉1から2丁目、浪速西1から4丁目、浪速東1から3丁目、湊町1から2丁目、元町3丁目 |
| | 西淀川区 | 全域 |
| | 淀川区 | 十八条1から3丁目、西三国1から2丁目、西宮原3丁目、東三国1から6丁目、宮原1から3丁目、宮原5丁目を除く地域 |
| | 旭区 | 大宮1丁目、高殿2丁目、高殿5丁目、高殿6丁目、中宮1丁目 |
| | 城東区 | 今福西1から6丁目、今福東1から2丁目、今福南2から4丁目、蒲生1から4丁目、嶋野西1から5丁目、嶋野東3丁目、成育1から4丁目、関目1から4丁目、中央1から3丁目、天王田、野江1から4丁目 |
| | 鶴見区 | 鶴見1から4丁目、横堤1丁目、横堤4丁目 |
| | 住之江区 | 安立2丁目、南港中4丁目～5丁目を除く地域 |
| | 住吉区 | 上住吉2丁目、墨江1丁目、住吉2丁目、長峽町、東粉浜3丁目、 |
| | 西成区 | 旭1から3丁目、岸里1から3丁目、北津守1から4丁目、北開1から2丁目、潮路1から2丁目、千本北1から2丁目、千本中1から2丁目、千本南1から2丁目、橋1から3丁目、玉出中1から2丁目、玉出西1から2丁目、津守1から3丁目、鶴見橋1から3丁目、出城1から3丁目、長橋1から3丁目、中開1から3丁目、梅南1から3丁目、松1から3丁目、南津守1から7丁目、南開1から2丁目 |

※ 東淀川区、天王寺区、東成区、生野区、阿倍野区、東住吉区、平野区については、該当地域はありません。

次の表の用途で、消防計画(防火管理者)が必要な施設

| | |
|---------|---|
| (1)項 | イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 等 □ 公会堂又は集会場 等 |
| (2)項 | イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ 等 □ 遊技場又はダンスホール 等 ハ 性風俗関連特殊営業 等 ニ カラオケボックス類 等 |
| (3)項 | イ 待合、料理店 等 □ 飲食店 等 |
| (4)項 | 百貨店、マーケット等物品販売業を営む店舗又は展示場 等 |
| (5)項 | イ 旅館、ホテル又は宿泊所 等 |
| (6)項 | イ 病院、診療所又は助産所 等 □ 老人短期入所施設、養護老人ホーム 等 ハ 老人デイサービスセンター、児童養護施設 等 ニ 幼稚園又は特別支援学校 |
| (7)項 | 小、中、高校、高専、大学 等 |
| (8)項 | 図書館、博物館、美術館 等 |
| (9)項 | イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場 等 □ イ以外の公衆浴場 等 |
| (10)項 | 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場 等 |
| (11)項 | 神社、寺院、教会 等 |
| (12)項 | イ 工場(1,000人以上の勤務者がいるものに限る) |
| (13)項 | イ 自動車車庫又は駐車場 等 |
| (15)項 | 前各項に該当しない事業所 等 |
| (16)項 | 複数の用途からなる建物で上に掲げる用途が1つ以上入っている建物 |
| (16の2)項 | 地下街 |
| (17)項 | 文化財建築物 等 |